(案)

環審第 号 平成28年9月 日

奈良県知事殿

奈良県環境審議会 会長○○ ○○

重阪最終処分場拡張事業に係る 環境影響評価準備書に対する意見について(答申)

平成28年4月15日付け環政第34号により本審議会に諮問のあった「重阪最終処分場拡張事業」(以下「対象事業」という。)に係る環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)について、本審議会及び環境影響評価審査部会において審議を行い、結論を得たので下記のとおり答申します。

記

準備書に記載された対象事業の目的および内容は、株式会社南都興産(以下「事業者」という。)が奈良県御所市大字重阪 329 番地他(以下「対象事業実施区域」という。)において、最終処分場を拡張するものである。

対象事業実施区域の近傍には、福祉施設、病院、住宅等が存在すること、また事業実施期間が長期にわたることを踏まえ、事業者は周辺地域及び下流地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境への負荷をできる限り回避、低減する保全措置を行うことが適当である。

## 1悪臭について

埋立地近傍での悪臭について、埋立地に汚泥を投入した直後に発生する悪臭の調査を実施しているが、汚泥とその他の廃棄物を攪拌する際に発生する悪臭についても、 夏場の悪臭が発生しやすい条件下において、直近地点及び風下地点で臭気指数の調査を実施し、その結果を評価書に記載すること。

## 2動物・植物・生態系について

ア生態系の上位性の注目種について、イタチ属を選定しているが、現況調査で在来種であると確認ができていないのであれば、注目種として選定すべきではなく、生態系の保全の観点から在来種を注目種として選定し、生態系への影響の低減を図る環境保全措置を講ずること。

イ事業実施区域内で確認されたカヤネズミとクチキコオロギについて、事業実施区域周辺においても生息状況を調査した上で、その状況に応じて巣や朽ち木を移植する等、 必要となる環境保全措置を評価書に記載すること。

## 3景観について

緑化計画について、地域の景観への影響に配慮し、掘削土仮置部の外周部・中央部、 埋立地の外周部・中央部の4区分で植栽を評価書に記載すること。